

# 種苗法の改正／品種登録と商標

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

## 1. はじめに

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、県の産業振興施策と連動して支援を行っています。

本稿では、農・水産物のブランド強化につき、本年4月から施行される種苗法改正の概要と、品種の知的財産権の保護方法のうち、商標権に着目して紹介します。



## 2. 種苗法の改正の概要

### (1) 種苗法とは

種苗法は、新品種の育成者の権利を守ることで、品種の開発を促進し、農業の発展に寄与することを目的としています。農林水産省に品種登録を行うことで、最長25年間（果樹等は30年間）育成者権として保護されます。

### (2) 種苗法改正の理由

近年、日本の開発品種が海外に流出し、生産・販売され、我が国の輸出の妨げになっています。また、日本国内において育成者権の侵害を争った裁判では、現物主義が採用されており、侵害の立証が非常に困難で活用しづらいことが問題とされています。

今回の法改正では、主に①種苗の海外流出の防止と②育成者権の利活用の促進の2点についての改善を目的としています。

### (3) 法律の概要と施行期日

改正法は令和3年4月1日に施行されますが、下表に記載のとおり、部分的に施行期日が異なります。

【図1】 法律の概要と施行期日

施行時期	法律の概要（抜粋）
	1 海外流出の防止
	(ア) 栽培地域・輸出国の指定（権利消尽した登録品種の種苗においても、育成者権が行使できるよう特例を設ける）
2021. 4. 1	(イ) 登録品種・制限内容の表示義務（農水省ホームページでの輸出・栽培地域の制限内容の公表と、販売時に登録品種と利用制限内容の表示が義務となる）
	(ウ) 自家増殖の見直し（登録品種の自家増殖は、育成者権者の許諾が必要となる）
2022. 4. 1	(エ) 品種登録審査の精度向上（出願品種の登録審査で実費相当額を徴収する一方で、出願・登録更新費用の水準を引き下げる）
	2 育成者権の活用のための措置

2022. 4. 1
- (ア) 特性表に基づく侵害品種の推定制度（品種登録簿の特性表を法的根拠とすることで、侵害立証がしやすくなる）
  - (イ) 農水大臣による判定制度（侵害疑義品について、育成者権が及ぶかどうかの農林水産大臣の判断結果を証拠として利用できる）

### 3. 産業財産権（工業所有権）による登録

新たに育成された品種を保護する方法として、品種登録、特許・実用新案登録、商標登録が考えられます。本稿では、長野県の特産品の中から、ブドウ、リンゴ、ソバについて調査や検討を行います。

まず、産業財産権について特許・実用新案登録、商標登録状況の調査を行いました（特許庁データベース、約20年間分）。

【図2】特許・実用新案、商標の登録状況

品種	特許・実用新案登録	商標登録（件数、登録例） （「～ブドウ」、「～リンゴ」、「～ソバ」）	
		件数	登録例
ブドウ	0件（出願0件）	33件	こがらしぶどう（個人） 加賀ぶどう（地域団体）
リンゴ	1件（東海国立大学機構） （出願4件、拒絶3件）	80件	共和のりんご（組合） 江刺りんご（地域団体） 加積りんご（地域団体）
ソバ	0件（出願0件）	22件	信濃霧山ダッタンソバ（個人）

上記により、特許・実用新案登録では新品種の保護はほとんど行われていないが、商標登録は活用されていることが確認されました。

### 4. 品種登録と商標登録

品種登録制度は、植物の新品種を育成した者に、知的財産のひとつである「育成者権」を付与し、この権利を一定期間保護することで、新品種の育成を振興する制度です。内容には、種苗や収穫物を保護する部分と、名称を保護する部分があります。

特許・実用新案登録は品種登録に代えて活用されていないが、商標登録は活用されていることが前項で確認されています。そこでブドウ、リンゴとソバにつき、品種登録の品種名称と商標登録について考察します。

#### （1）調査結果

品種登録と商標登録の関係について調査した結果を図3に示します。主要品種の場合には、主に加工品の商品区分において品種名を含む商標名が登録されています。

【図3】品種名称と商標登録（抜粋）

注：商品区分の31類は果実・種苗、29・30類は加工商品、32類はジュース、33類は酒

種類	種苗登録		商標登録		
	品種名称 ／登録番号	登録年／ 育成権者	育成権者による商 標登録	加工食品の商標登録	商品 区分

ブ ド ウ	ナガノパープル 12074	2004. 6 長野県	なし	なし	
	長果G 1 1号 27457	2019. 4 長野県	クイーンルージュ® (2018. 6)	クイーンルージュ (長野県)	29、30 32
	シャインマスカ ット 13891	2006. 3 (国研) 農業 食品産業技 術総合研究 機構	なし	ShaineMascataWater シャインマスカットの郷 シャインマスカットの雫 シャインマスカットもち シャインマスカットワインゼリー シャインマスカット玉 (全件育成権者外)	32 30 30 30 30 30
リ ン ゴ	シナノスイート 5139、消滅	1996. 8 長野県	なし	なし	
	シナノゴールド 7328	1999. 8 長野県	なし	なし	
	シナノピッコロ 14317	2006. 7 長野県	なし	なし	
	シナノプッチ 19262	2010. 3 長野県	なし	なし	
	シナノホッペ 22366	2013. 3 長野県	なし	なし	
	シナノリップ 26584	2018. 2 長野県	なし	なし	
	秋映 3411、消滅	1993. 3 個人	なし	なし	
	ふじ (りんご農林 1 号)	1962 農 林 省 園 芸 試 験 場	なし	サンふじ、サンフジ(全 農) 冠雪ふじ さすがふじ 霜待ふじ ムーンふじ りんご三兄弟 (全農)	31 31 31 35 31 31、32
ソ バ	信州大そば 893、消滅	1985. 7 個人	なし	なし	
	タチアカネ 19524	2010. 5 長野県	なし	タチアカネ蕎麦 (自治体、出願中)	30、33 35
	長野S 8号 23478	2014. 7 長野県	信州ひすいそば® 2013. 7	ひすいソバはちみつ	30

## (2) 品種名称と商標登録の関係

以下に名称保護に関する種苗法と商標登録の関係を示します。

【図4】種苗法と商標登録

保護項目	種苗法	商標法
① 期間	登録から最長25年間（果樹等では30年間）の有限であり、延長はできない。	10年ごとに更新手続きを行うことにより、無期限に権利を維持することができる
② 対象	種苗又は収穫物のみ	指定商品・役務の選択により、加工食品や、商品の販売、飲食物の提供も対象にできる。
③ その他	種苗又は収穫物については重複して登録ができない。いずれかを先に登録した場合、後願の名称は登録できない。	

最近の長野県の例では、甘くて皮ごと食べやすい赤いブドウの新品種について、特に優良で、戦略的に権利保護が必要と判断して、品種名「長果G11」で品種登録し、商標名「クイーンルージュ®」で商品区分第31類（果実）を初め、加工品の第29、30、32、33類を指定して登録・出願を行っています。生産された果実や加工品は、「クイーンルージュ®」の名称で販売されることとなります。これにより、品種の登録期間が満了あるいは期間中に登録料を納付せずに放棄した場合であっても、商標登録は更新すれば永久に名称の権利を保護できるので、「クイーンルージュ®」のブランド名を永続的に使用することができます。なお、「クイーンルージュ®」の果実を生産する農家は、農業協同組合または県（農業試験場知的財産管理部）のいずれかと栽培に関する商標使用許諾契約をしています。また、加工業者は『商標「クイーンルージュ®」等の加工品に関する管理要領』の遵守に同意し、商標使用届を提出する必要があります。

権利の保護の観点からは、品種登録し、品種名とは別の名称を商標登録することが勧められます。しかし、商標登録には、特許庁への納付のみでも、1区分当たり、登録までに4万円強、10年単位で約4万円が発生します。さらに品種登録の費用が発生することになり、これらとの費用対効果が維持の判断条件となります。そこで、長野県においては、品種の特性や生産振興方針に基づき、品種ごとに方針を決定しています。

## 5. まとめ

日本において農業は国民の生活を守る重要な産業の一つであり、そのためにも開発者の国内外の権利を守り保護を図る必要があります。長野県においても長野県・研究機関・団体・個人等により毎年25件程が品種登録されています。

INPIT 知財総合支援窓口は知的財産権としてこれらの権利を守ると共に、産業の発達に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成2021年2月)